



# Newsletter

21世紀COE企業法制と法創造総合研究所  
知的財産法制研究センター

## ※ RCLIP アジアセミナー (2005/9/29 開催)

「中国企業法務の論点解説  
—知的財産権、投資環境の重要論点を中心に—」



RCLIPは、2005年9月29日に、知的財産権関連案件や企業法務全般を専門とする陳有西氏（浙江京衡律師事務所所長・中国高級弁護士）を中国浙江省から講師として招聘し、「中国企業法務の論点解説—知的財産権、投資環境の重要論点を中心に—」と題するセミナーを開催した。当日の通訳および解説は、傅智操氏（寧波大学助教授・中国弁護士）、多々良晃弘氏（株式会社ネクステージ代表取締役）の両氏が担当した。当日は70名程度の関係者が参加した。

### 1. 中国経済発展の状況と日系企業からみた投資環境：

中国では、現在、政府主導の計画経済と市場主導の自由経済との融合を試みている。中国の三大経済発展地域のうち、浙江省を含む長江デルタ地域は、最も発展が著しい地域であり、多くの日系企業が進出している。日本の中国に対する投資は年々拡大しており、連続して5年間最多金額を更新し、その貿易総額は既に日米貿易の総額を超えている。2005年度は2000億ドルを突破する見込みであるといわれる。

この背景には、中国政府による外資企業に対する税金面、とりわけ企業の設備購入における優遇政策が存在する。外資企業に対しては、法人税や所得税の特別待遇の他、企業購入設備に関する輸入関税の免除、中国産設備購入の税金還付の特別待遇、固定資産の減価償却に関する優遇政策等が与えられている。しかし、日系企業の中には「輸入設備・資材だけでなく、中国国内で設備や資材を調達する際も免税になることを知らずに損をしている」ケースが多いなど、外資企業に与えられた特権である優遇条件を上手に運用できない日本企業が少なくないという実態もあるという。

### 2. 中国進出時に実務上留意すべき法制度の論点：

中国には、現在11万人の弁護士が存在する。弁護士資格は厳格な許可制度に基づいて与えられている。日本と同じように弁護士資格は全国で有効である。一方、国際的な事務所も進出しているが、外国弁護士は訴訟ができないので、中国弁護士と共同して業務を行うことが多い。また、裁判官は24万人存在するが、まだまだ質の問題があり、専門的な事案については、優秀な弁護士の意見が判決に影響を与えることが多い。陳弁護士によれば、この点は、中国の司法制度の現況の特徴であるという。

中国では著しい勢いで新しい立法がなされている。中国では現実の事情が生じる前に、外国の状況を参考にしながら、法律を定めるという状況がある。外国資本にとっての中国の投資環境は、法律面においても最近20年の間大きく進展している。

中国の知的財産権に関する法は、(1) 全国人民代表大会の立法（例えば、商標法）、(2) 国務院による行政法規（例えば、商標実施条例）、(3)

国務院の直轄機関（国家知識産権局や国家工商行政管理局など）の制定する行政規定（著名商標認定保護規定など）、（4）国際条約の四つの段階がある。それぞれが、急速に変化、拡大している。

知的財産権のエンフォースメントは、行政ルートと司法ルートがある。行政ルートは、迅速であり、証拠の収集が容易であり、コストもかからないというメリットがある。しかし、権利者は加害者に対して損害賠償を請求することはできない。したがって、行政ルートと司法ルートを同時に活用することが有効であるという。こうした行政ルートや司法ルートを活用した実際のエンフォースメントの状況について、陳有西弁護士の携わった実際の事件を例としながら、解説して頂いた。

以上の報告に引き続き、セミナー参加者との間で質疑応答が行われ、講演会は盛況のうちに終了した。

なお、本セミナーの様子は、中国投資情報提供で著名な「中国情報局」（株）サーチナのウェブサイトで紹介されています。

中国情報局のWEBサイト：

<http://searchchina.ne.jp/>

当該記事（2005年11月15日現在所在確認）：

[http://news.searchchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=0930&f=business\\_0930\\_009.shtml](http://news.searchchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=0930&f=business_0930_009.shtml)

（COE 助手 今村哲也）

## ❖ 米国特許訴訟セミナー（2005/10/4 開催）

2005年10月4日、虎ノ門パストラルにおいて、早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所知的財産法制研究センターとフィネガン、ヘンダーソン、ファラボー、ギャレットアンドダナーLLPとが共催する「米国特許訴訟セミナー」が、迅速な知的財産訴訟いわゆるロケット・ドケットで知られているアメリカバージニア州西部地区合衆国連邦地方裁判所のLiam O'Grady判事を迎えて、行なわれた。

本セミナーは、前述のLiam O'Grady判事をはじめ、フィネガン・ヘンダーソンの弁護士ロバート・バーンズ氏、デービッド・ヒル氏、ドリス・ハインズ氏、マイケル・ヤケシュ氏、マイケル・モリン氏および吉田直樹氏が講師として参加し、模擬裁判や講義を通して、訴訟や法廷での戦略、技術等について、現場での対処法を説明して、アドバイスを行うものである。

当日は、早稲田大学知的財産法制研究センター・センター長の高林龍教授の挨拶に引き継ぎ、知的財産権訴訟の現状の簡単な説明があった後、吉田直樹弁護士からセミナーの流れ及び模擬裁判の事案の紹介、Liam O'Grady判事からのアメリカの裁判システムの解説と米国知的財産権訴訟の現状についての概説が行われた。

その後、マイケル・ヤケシュ氏が具体例を挙げながら、特許訴訟の事前調査、訴訟前の必要な下準備の紹介と、アメリカ訴訟戦略を説明した。デービッド・ヒル氏からは、アメリカの特許訴訟の注意点の解説と、均等（doctrine of equivalents）侵害の判断基準及びそのステップなどの説明があった。つづいて、ロバート・バーンズ氏、ドリス・ハインズ氏、マイケル・モリン氏、マイケル・ヤケシュ氏から、特許訴訟のリスク・報酬の評価、米国の裁判システムにおける法廷と陪審員の役割、ITCを含む種々の裁判所と裁判地のメリットとデメリット、ディスカバリーの戦略的使用法と

その実例による説明、望ましい結果や和解を目指したクレーム解釈、Markman Hearingの戦略的使用、裁判の準備、証人・陪審員の選択、証人尋問、控訴手続きなど、盛り沢山の講義が行われた。

最後に、対象商品がクレームを侵害するかどうかについて、判事や弁護士が直接アドバイスや説明を加えながら模擬裁判や模擬証人尋問が行われた。参加者も質疑応答に加わり、有意義な共同参加型セミナーであったといえる。

このセミナーは、これを通じて、米国における知的財産戦略に携わる方々がより高度な知識と技術を得られるように工夫されたものである。会場には180人分の資料が用意されたが、朝9時から午後5時までのハードな一日セミナーであったにもかかわらず、希望者全員を収容できないほどの盛況ぶりであった。

今回の米国特許訴訟セミナーの様子の合計5時間分は、セミナー参加者からの許諾も得て、またプレゼン資料も併せて見られるように工夫した上で、逐次通訳もつけて、ストリーミングで、来年1月からレクシス社（LexisNexis）のWebから無料で配信されることになっている。また、レクシスからRCLIPのコンテンツを積極的に無料で配信して行きたいという要望があるため、一昨年に行われた日米知財模擬裁判の映像資料をレクシスからWeb配信することを検討している。

(RA 兪風雷)

#### ❖ RCLIP アジアセミナー（2005/10/12 開催）

平成17年度特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」

第1回アジアセミナー『東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理（タイ王国編）』

10月12日、RCLIP および早稲田大学比較法研究所は、V. パトラサック判事（控訴裁判所、中央知的財産国際貿易裁判所（以下、IP&IT 裁判所という）前長官）、N. スヴィチャー判事（IP&IT 裁判所長官）、S. ヴィシット判事（IP&IT 裁判所）、T. ルアンシット判事（IP&IT 裁判所）を講師として招聘し、「東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理」と題するセミナーを開催した。



〔写真右から、スヴィチャー氏、パトラサック氏、ヴィシット氏、ルアンシット氏〕

スヴィチャー判事は、「タイにおける知的財産権のエンフォースメントに関する全体像」と題する報告を行った。スヴィチャー判事は、タイ王国の知的財産権関連法の概要について解説するとともに、タイ・アメリカ間自由貿易協定における知的財産権のエンフォースメントに関する興味深い点についても説明した。同協定には、例えば、法定損害賠償（Pre-established Damages）による損害賠償請求の選択もできる等の規定が存在するという。その他、中央知的財産国際貿易裁判所の管轄や、RCLIP との共同プロジェクト等について説明をした。

パトラスック判事は、「タイ王国の特許制度とエンフォースメント」と題する報告を行った。エンフォースメントに関しては、元締めではなく、末端の小規模な小売業者を処罰する機会が多い割に、こうした末端の者に対する法律上の罰則が重すぎることについて、マスコミ等の批判もあるが、一方では、権利者側から現行法は罰則が軽すぎるとの主張もあるという。また、現状、さまざまな理由から、IP&IT 裁判所で争われる事案は、民事訴訟が少なく刑事訴訟が多い。パトラスック判事は、これを是正するべきであるとの議論があることを紹介した。また、1999年に、我が国の実用新案法に相当する小特許 (Petty Patent) の制度の特許法の中に設け、タイ国民にも権利が取得し易いようにする法整備を行ったが、他国にはすでに存在するにもかかわらずタイ王国ではいまだ登録されていない既存の他人の小特許を、法律の隙間をかいぐって自分が最初の発明者であるかのように取得してしまうという問題など、この小特許の安易な付与が問題となっている点についての指摘があった。

ルアンシット判事は、「タイ王国における商標法のエンフォースメント」と題する報告を行った。タイ王国における商標保護制度について、その概要を説明した。また、RCLIP との共同プロジェクトにより翻訳した幾つかの判例を素材として、タイの商標関連事案について解説を行った。ルアンシット判事は、タイ政府は「情報技術 (IT) の進展や経済のグローバル化を踏まえ、知財法制を恒常的に見直す方向性である」と述べている。

ヴィシット判事は、「タイ王国における知的財産の保護及びエンフォースメント」と題する報告をおこなった。著作権法を中心に、判例データベースにより収集した判例も紹介しながら、制度の概要を説明した。ヴィシット判事によると、タイ王国では、現在、著作権法等の法改正を進めており、2005年10月の時点で内閣が改正法案を検討しているという。具体的には、(a) 著作権法における侵害時に徴収した罰金の半額を権利者に

支払う現行制度 (著作権法 76 条) を廃止すること、(b) 著作権使用料の徴収団体設置を認可すること、(c) 訴訟時の和解が可能である著作権関連事案を和解不可能な取り扱いに変更すること、(d) デジタル化に対応した著作権保護の強化、(e) 音やにおいの商標の保護等について議論されている。

以上のように、このセミナーでは、これまで IP&IT 裁判所の協力の下で構築してきた判例データベースを利用した報告が行われた。判例データベースプロジェクトの目的は、具体的な裁判例の収集により、これまでよく知られてこなかった法システムの「運用実態」を相互に認識することと、それにより明らかになる法システムにおける課題や、知的財産法の解釈論、政策論上の論点を互いに議論していくことにある。こうしたセミナーを通して、アジア地域の知的財産法制が、政治的圧力によってではなく、信頼関係のある関係者の理性的な議論によって、少しずつではあっても確実に発展するのであれば、それはとてもよいことだと思われる。

なお、本セミナーの様子は、日経 BP 知財 Awareness のウェブサイトでも紹介されています。

日経 B P 知財 Awareness の WEB サイト :

<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/index.html>

当該記事 (2005年11月15日現在所在確認) :

[http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/biz\\_univ\\_tlo/waseda20051014.html](http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/biz_univ_tlo/waseda20051014.html)

(COE 助手 今村哲也)

## RCLIP 第10回研究会 (2005/10/28開催)

「顧客吸引力の保護」

早稲田大学法学部特任教授 渋谷達紀



本報告で渋谷教授は、制定法による保護対象となっていないもの例として、「顧客吸引力」を取り上げ、顧客吸引力に対する商標法、不正競争防止法、不法行為法による保護の在り方について概観した上で、とくに不法行為法による保護の及ぶ射程について、判例を引き合いに出しながら論ずる。これは、いわゆるパブリシティの権利として議論される保護対象を顧客吸引力の側面から分析しようとするもので、RCLIPの新しい年間テーマである「知的財産保護の拡がりとその交錯」の第一弾として相応しい題材となった。

顧客吸引力の冒用行為は実質的には「不正競争（これを渋谷教授は「価格と品質による成果競争の歪曲行為」と定義づけする）」となるが、我が国の不正競争防止法は一般条項を持たないことから、列挙されている不正競争行為に該当しない場合、すなわち、顧客吸引力の化体するヒトやモノという媒体面や、誤認混同のおそれを伴わない場合など顧客吸引力の冒用の行為面に保護の空隙が認められ、これを不法行為法によって補完する必要がある。

ヒトに由来する顧客吸引力としては、ヒト本人に化体した顧客吸引力、ヒトの氏名・肖像に化体した顧客吸引力、そしてその他の媒体に化体した顧客吸引力を、モノに由来する顧客吸引力として、モノ自体に化体した顧客吸引力、モノの写真に化

体した顧客吸引力、モノの名称に化体した顧客吸引力を挙げ、それぞれに関連する判例を検討し、パブリシティ権の内容を構築すべくその土台となる枠組みを提言する。

まず、パブリシティ権の性質について、財産権であるとする説が強いが人格権的側面が強いことも否定できないため、両説を検討する。人格権として考えると、顧客吸引力の無断利用は、顧客吸引力の利用の高低にかかわらずパブリシティ権の侵害を肯定することが可能となる一方で、ヒトに由来する顧客吸引力の保護に限定されモノに由来する顧客吸引力の保護には及ばないこととなると考えられる(ダービースタリオン事件東京高裁判決(東京高判平14・9・12判タ1114・187)参照)。

財産権として考えると、顧客吸引力の無断利用はパブリシティ権を侵害することとなるが顧客吸引力を利用しない行為はパブリシティ権の侵害ともならず、顧客吸引力が消滅すればパブリシティ権も消滅することとなる。そして、ヒトに由来する顧客吸引力の保護だけでなく、モノに由来する顧客吸引力の保護も可能となる。渋谷教授は後説を妥当とされる。

次に、パブリシティ権の帰属について検討する。まず、ヒトに関するパブリシティ権は土井晩翠事件(横浜地判平4・6・4判時1434・116)によってヒト本人に帰属するのが原則で死亡後に相続人が被相続人のパブリシティ権を取得することはないとする(ただし、死亡後のヒトはモノと同等の扱いとなることから他人による原始的取得も可能ではないかと疑問を提起された)。またキング・クリムゾン事件(東京地判平10・1・21判時1644・141)に見られるように、譲渡や管理委託が可能でヒト本人を顧客吸引力の媒体とするパブリシティ権以外は肖像写真のように相続も可能である。モノに関するパブリシティ権については、通常はモノの所有者の意思により成立し、モノの所有者に帰属することとなるが、これも譲渡・相続・管理委託が可能となる。

そして、権利侵害の要件について、①写真等の媒体が顧客吸引力を具えていること、②顧客吸引力に専ら依存する行為がなされたことを挙げる。おニャン子クラブ事件（東京高判平3・9・26判時1400・3）ではこれらの要件を充たすため保護が肯定され、中田英寿事件（東京地判平12・2・29判時1715・76）では「専ら」の要件を充たさないとして保護が否定されている。

権利侵害の効果については、まず使用料相当額の損害賠償請求権が認められる。顧客吸引力を化体する媒体の有償使用許諾が行われていることが背景にあるが、他に、映画に撮影されている俳優の肖像を広告に無断流用する事例で広告出演によって得られたはずの報酬額とされたマーク・レスター事件（東京地判昭51・6・29判時817・23）を挙げる。さらに、顧客吸引力を毀損する使用がなされた場合には積極損害の賠償も認められ、媒体が本人の氏名・肖像である場合には慰謝料請求が認められるとする。

次に差止請求権であるが、芸能人自身の属性である氏名・肖像などに化体されている顧客吸引力は、その芸能人に「固有」のものであるから、これを「排他的に支配する財産的権利」を有することになるとしたおニャン子クラブ事件により、ヒトに関するパブリシティ権の侵害については差止請求権が認められる。この理由付けは、逆に、モノに関するパブリシティ権の侵害について差止請求権は認められない理由になる。

最後に、著作権との交錯について言及し、ヒトやモノの写真の利用は、顧客吸引力の利用を目的とする限りにおいて著作権を制限することとなると同時に、パブリシティ権を有する者による著作物の利用も制限されるという一種の抵触関係になり得るとする。

以上を内容とする報告に引き続き、参加者との間で質疑応答が行われ、「専ら」の要件などを中心に活発な議論が交わされた。

(RC 平山太郎)

✂国際私法研究部門

2005年9月3日（土）・4日（日）に、第4回日韓知的財産法・国際私法共同セミナー「国際知的財産法及び国際私法の論点」を、早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所及び韓国国際私法学会主催で、サントリー財団及び国民大の後援を得て、開催した。日韓知的財産法・国際私法共同研究会の開催は、今回で第4回目となる。これまで第1回目以来、本国際私法研究グループは知的財産の国際私法上の問題について、日韓の知的財産法の発展、現在作業が継続している知的財産の国際私法問題に関する国際的なルール形成の動き、日韓経済連携協定における知的財産条項の問題等について検討を行い、継続して研究を進めてきた。今回はインターネット上の知的財産侵害の問題や日韓におけるこれらの問題の判例・学説などについて検討を行い、今後東アジアにおける将来的なルールの形成も踏まえて、日韓の法状況について認識を深め、議論を行った。さらに、近年の国際私法の立法の動向についても検討を行い、近年採択されたハーグ国際私法会議における国際裁判管轄合意条約、わが国における国際私法改正についても議論を行った。また、国際家族法の問題についても、子の奪取、国際離婚、国際相続の準拠法及び国際民事訴訟法の問題を中心に検討を行い、日韓の相互の認識を深めると共に、今後の妥当な解決を模索し、議論を行った。以下に、簡単に概要を紹介する。

第1日目は、「国際知的財産権の諸問題」を主題に、崔公雄・韓国国際私法学会会長を座長として報告・討論を行った。「インターネット上の著作権侵害の国際的論点」については、光云大学・李奎浩教授が報告し、早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所RA中山真里が討論を行い、インターネットにおける著作権侵害の態様ごとに著作権侵害の準拠法の問題について検討を行った。「国際著作権紛争の国際裁判管轄—韓国 Dreamworks 判決を中心に—」について孫京漢・韓国国際私法学会副会長が報告を

行い、近年、米国、カナダ、日本、韓国における著作権侵害に基づき、米国企業及び韓国企業を相手に韓国人が訴訟を提起した判決に基づき、この判決で下された国際裁判管轄の認定について議論を行った。次に、「インターネット上の商標権侵害行為—権利属地性と Digital Information Networks の越境性—」について、比較法研究センター伊藤敬也研究員が報告を行い、従来の属地主義に関する議論を踏まえ、WIPOの「インターネット上の商標及びその他の標識に係る産業財産権の保護に関する共同勧告」に見られる商業効果の有無に基づく使用の判断基準を参考にし、市場地法を重視すべきとの提案を行った。さらに、「UDRPの国際裁判管轄合意—韓国 hpweb.com 判決を中心に—」についてソウル中央地方法院・林治龍判事が韓国における近年の判例に基づいて詳細に報告され、議論を行った。

第2日目は、午前は「国際私法立法の最近の動向」を主題に、孫京漢・韓国国際私法学会副会長を座長に、報告・議論を行った。早稲田大学・道垣内正人教授が「Hague 裁判管轄合意条約の意義と論点」について報告を行い、司法研修院・盧泰嶽教授が議論を行った。次に「国際観光旅行の国際私法上の問題点」について帝塚山大学・黄勳霆専任講師が、近年の判例を踏まえて、報告を行った。そして「日本の国際私法改正の最近動向」について早稲田大学・道垣内正人教授がこれまでの改正の経緯や議論状況について説明し、契約、不法行為、債権譲渡について報告を行い、慶熙大学・張峻赫教授が個々の条文の意義・趣旨について討論し、議論を行った。

第2日目の午後は、「国際家族法の諸問題」について、仁荷大学・任成權教授を座長として討論・報告を行った。「子の奪取に関する国際私法上の問題」について立命館大学・渡辺惺之教授が、子の連れ去りに関するこれまでの紛争事例を詳細に分析し、国際裁判管轄、外国からの引渡し請求、わが国における親権者指定申立等の対抗的手続の申し立てについて検討を行い、立法的な提案

を行った。次に「国際離婚の国際私法・国際民事訴訟法上の問題」について、忠北大学・金元泰教授が、国際離婚の準拠法、国際裁判管轄権、外国判決の承認執行について、日韓の法の相違を踏まえて報告を行った。「日韓間国際相続の法的問題」について早稲田大学・木棚教授が報告を行い、日韓の国際相続法に関する共通点と相違点を確認したうえで、相続準拠法の決定に関する問題について在日韓国・朝鮮人の本国法の決定、日本法への反致の可能性を、準拠法の適用に関する問題について韓国民法の変遷、遺産分裂の場合の遺留分の取り扱い、遺産債務の処理等について報告し、議論を行った。

今回の議論を踏まえて、今後さらに検討を行った上で、今回の成果を紀要 COE 企業法制と法創造等に公表していく予定である。

(RA 中山真里)

## アジア知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.21coe-win-cls.org/rcclip/db/>

### 中国 DB プロジェクトの進捗状況

中国 DB は当初の計画による過去の判例集積作業を終えた後は、今後継続的に毎年新たに 50 件ずつの判例を補強することとしている。そのため RA が中国を訪問して北京大学法学院の張平教授、清華大学法学院の王兵教授、人民大学法学院の郭禾教授、中山大学法学院の李正華助教授、上海高級人民法院第三人民法庭張曉都裁判官と協議を行った結果、前年度まで課題を解決すると同時に、今年度も中国 DB 構築に協力を頂くこととして契約が更新されるに至った。

また、特許庁プロジェクトの一環としてアジアセミナー『東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理 (中国編)』が比較法研究所と共催で、2006年2月17日に弘済会館(四谷)で、中国から各先生の参加を得て盛大に開催されることになった。12月末には、知的財産法制研究

センター・センター長高林教授が自ら中国ワーキンググループ委員を率いて中国側を訪れ、中国セミナーの打合せを行うとともに中国 DB の有効な活用方法について協議をする予定である。

なお、上海高級人民法院第三人民法廷張曉都裁判官の協力による中国知財紛争処理に関するレポートが既に完成しており、現在翻訳中である。

(RA 兪風雷)

#### ❖タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、210 件の判例が掲載されている。本年度中に、さらに 50 件の判例を追加する予定である。また、前述のとおり、10 月 12 日に、IP&IT 裁判所から判例データベースプロジェクトに係わっている 4 名の裁判官を招聘し、早稲田大学においてアジアセミナーを開催した。

(COE助手 今村哲也)

#### ❖インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

インドネシア (ジャカルタ) に所在する最高裁判所を 10 月 17 日に訪問した。訪問の目的はデータベースに掲載する判例についての検討、およびデータベースについての技術的な説明であった。今回の訪問において、インドネシア版データベースのプロジェクトがかなりの進展をみているとの進捗報告を受けた。すでに判例の選択・要約は終わっており、米国人弁護士による翻訳と最高裁判事によるチェックを待つのみとなっているとのことである。

インドネシアより帰国後、サンプルとして 14 件の翻訳データを受領した。こちらについては最高裁判事によるチェックが済み次第、ウェブサイト上のデータベースにアップする予定である。

(RA 青柳由香)

#### ❖ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

2005 年 11 月 COE より五味飛鳥、今村哲也、張睿暎の三名がベトナムへ出張し、ベトナム最高人民裁判所(SPC)に対し DB プロジェクトへの協

力依頼を行った。SPC は、全国的な判例集積システムがないことから、現時点で数多くの判例を定期的に供給することには困難が伴うが、収集可能な範囲での RCLIP への協力の意向を示した。但し、後に収集統計制度が確立された際には、組織的かつ公式的な協力体制へと展開する可能性がある。

加えて、ベトナム知的財産局(NOIP)、JICA 法整備支援プロジェクト事務所、ベトナム著作権局、ジェトロ事務所の各担当者とは夫々会合を持つことで、ベトナムの法環境や裁判制度についての基礎的情報を入手することができた。

➤ ベトナムの裁判所制度は、最高人民裁判所、省級裁判所、県級裁判所から成るが、知財事件の扱いは省級裁判所と最高人民裁判所に限られている。省級裁判所は全国で 64 箇所あり、記録は手書きである。全国的な統計システムは構築されていない。

➤ ベトナムの判例に法源的地位はなく、一般的に判例は公開されていない。しかし党の方針として、今後準法源的地位を認めることが予定されていることから、早晚判例公開が必要とされるようになることは明らかである。

➤ 圧倒的に多くの事例で司法措置よりも行政措置がとられる。

(RA 小川明子)

#### ❖韓国 DB プロジェクトの進捗状況

韓国 DB プロジェクトは 8 月のソウル出張以来、大きな進展をみせている。特許法院のチェ・ソングン判事に判例の選別を依頼したところ、11 月初旬には、大法院の近年の知的財産権関連判決の中で注目すべき判決を 30 件選び、判例の意義などのコメントを付す作業が終わった。現在、近日データベース登載を目標に、この 30 件の判例を英訳する作業を進めているところである。2006 年 3 月にはチェ・ソングン判事を日本に招き、「韓国知的財産権判例の最近の動向 (仮)」というテーマで研究会を開く予定である。



(RA 張睿暎)

**❖ DBプロジェクト (その他)**

国連のWIPOが、2006年1月に後発途上国の非英語圏知財判例英訳DBをスタートする予定です。東アジアについてはRCLIPのDBと共通検索できるシステムを構築するように、担当者同士で技術的な検討をしていくことになりました。

**❖ 「米国特許セミナー」WEB配信のご案内**

本ニュースレターP.2のレポートでも報告されておりますが、2005年10月4日に虎ノ門パストラルで開催された「特許訴訟セミナー」(早稲田大学《企業法制と法創造》総合研究所知的財産法制研究センターと、フィネガン、ヘンダーソン、ファラボー、ギャレットアンドダナーLLP共催)の模様合計5時間分が、セミナー参加者からの許諾を得まして、2006年1月からストリーミングでLexisNexis社(<http://www.lexisnexis.jp/>)のウェブサイトから無料で配信されることになりました。プレゼン資料も併せて閲覧できるように工夫されており、サイマルインターナショナルによる逐次通訳もごさいます。詳細は、次号のニュースレターにおいてご案内いたします。

**❖ 『知財年報—I.P. Annual Report 2005 別冊NBL 106』(渋谷達紀=竹中俊子=高林龍編)**

当センターのメンバーが中心となり編集・執筆した別冊NBL誌が商事法務から2005年11月発行されました。書き下ろしの論文・解説のほか、RCLIP特別セミナーの内容も一部紹介しています。知的財産法をめぐる情報のエッセンスを一冊にまとめ、ここ3年間に公表された判例や、1年間の学説の動きを紹介するとともに、産業界、国際的な動きや話題となっているテーマの論説等も取り込んだ豊富な内容の1冊となっております。詳細はこちらをご覧ください:

<http://www.shojihomu.co.jp/newbooks/7078.html>

**研究会・セミナー開催のお知らせ****❖ RCLIP特別セミナー『米国における立法・政策形成過程～特許法改正を題材に～』**

【日時】2005年12月16日(金) 18:00~21:00

【場所】早稲田大学8号館3階会議室

【テーマ】米国における立法・政策形成過程(特許法改正を題材に)

**【報告者】**

岩崎晋(いわさきすすむ)氏:特許庁特許審査第二部福祉サービス機器上席審査官(前JETROデュッセルドルフ知的財産調査員)

Stephen G. Kunin氏:USPTO前副長官; Director of the J.D. and LL.M. Programs in Intellectual Property Law at the George Mason University School of Law; Special Counsel, Oblon, Spivac, McClelland Maier and Nuestadt

**【司会】**

竹中俊子(早稲田大学大学院法務研究科客員教授・ワシントン大学ロースクール教授)

**【開会の辞】**

高林龍(早稲田大学大学院法務研究科教授)

**【セミナー概要】**

この度、早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所知的財産法制研究センターでは、米国特許商標庁元副長官のステイブ・クーニン氏を講師として招聘し、「米国における法・政策形成過程(特許法改正を題材として)」と題するセミナーを開催することになりました。現在米国においては特許法を抜本的に改正する手続が進行しており、この法案がどのように作成され、今後どのような過程を経て法律として施行されるかについてはあまり知られていません。1999年改正においては特許庁副長官の立場で、今回の改正では業界団体の代表者の立場で深く改正の過程に係わっていらっしゃるクーニン氏に、特許法の改正を題材に今回の法案提出に至るまでの経緯や今後の議会での手続、その過程で業界団体のロビーストや特許庁の役割等について解説して

もらいます。また、3月までJETRO デュッセルドルフオフィスで知的財産調査官を務めていらした特許庁上席審査官・岩崎晋氏に欧州での立法・政策形成過程を解説して頂き、パネルディスカッション形式で質疑応答により、日・欧と比較した米国の特殊性を検討します。

今回のセミナーは、政策論という学術的な意義のみならず、実務家の方にとっても今後の米国特許法改正の動向を理解する上で有効な情報を提供するものと考えますので、奮ってご参加頂けるようご案内致します。(逐次通訳有(日本語))

#### 【レセプション】

セミナー終了後、Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt法律事務所の後援によるレセプションが開催されます(無料)。皆様是非ご参加ください。

※お申し込みはこちら

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10318>

#### ❖RCLIP 第12回研究会

【日時】2006年1月31日(火) 18:00~20:00

【場所】未定

【テーマ】「無効判断における審決取消訴訟と侵害訴訟の果たすべき役割」(課題)

【報告者】高林龍氏(早稲田大学大学院法務研究科教授)

#### ❖RCLIP 第13回研究会

【日時】2006年2月中(予定)

【場所】未定

【テーマ】意匠法に関する講演(詳細は未定)

【報告者】本山雅弘氏(著作権情報センター附属著作権研究所 専任研究員)

「平成17年度特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」

第2回アジアセミナー『東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理(中国編)』

【日時】2006年2月17日(金) 16:00-20:00

【場所】弘済会館(四ッ谷)

【テーマ】東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理(中国編)

#### 【講師】

王兵氏(清華大学法学院副院长・教授)

郭禾氏(人民大学法学院教授)

張平氏(北京大学法学院教授)

張曉都氏(上海高級人民法院知的財産法廷裁判官)

李正華氏(中山大学法学院助教授)

※このセミナーの開催については、(財)知的財産研究所の協力を得ています。

#### ❖RCLIP 第3回アジアセミナー

【日時】2006年3月2日(木) 18:00~21:00

【場所】早稲田大学国際会議場

【テーマ】韓国知的財産権判例の最近の動向(仮題)

日韓で共通する事項に関する具体的判例等に基づく比較判例法的セミナーを予定しています。

#### 【講師】

チェ・ソンジュン判事(韓国特許法院)

清水節判事(東京地方裁判所 29部 部長)

#### 編集・発行

早稲田大学 21世紀 COE

<企業法制と法創造>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

[Web-RCLIP@list.waseda.jp](mailto:Web-RCLIP@list.waseda.jp)

<http://www.21coe-win-cls.org/rcclip/>

#### ❖RCLIP 第2回アジアセミナー